

東広島市教育委員会定例会（平成29年5月）議事録

1 日 時 平成29年5月25日（木）午前11時5分～午前11時55分

2 出席者

（1）教育長 津森教育長

（2）委員 渡部教育長職務代理者、織田委員、長嶋委員

欠席：坂越委員、京極委員

（3）事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、舛金教育調整監、池田学事課長、祭田指導課長、村上青少年育成課長、藤岡学校教育部次長兼東広島学校給食センター所長、富樫八本松学校給食センター所長、高橋福富学校給食センター所長、森住豊栄学校給食センター所長、青木河内学校給食センター所長、柴田安芸津学校給食センター所長、武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

下宮生涯学習部長、國廣生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山スポーツ振興課長、岡田生涯学習部次長兼文化課長、諏訪黒瀬生涯学習センター長、中谷生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

（4）書記 青山主査

3 場 所 東広島市立竹仁小学校 講堂

4 議 題

（1）報告事項

報告第22号 平成28年度東広島市繰越明許費繰越計算書（教育委員会関係分）について

報告第23号 平成29年度教育交流事業について

報告第24号 東広島市立小中学校夏季一斉閉庁の試行実施について

報告第25号 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

報告第26号 第29回東広島市民スポーツ大会の開催について

（2）議案

議案第15号 平成29年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

【非公開審議】 【原案可決】

議案第16号 東広島市外国語指導助手設置規則の制定について 【原案可決】

（3）その他

1 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午前11時5分

○ 津森教育長：本日は、坂越委員、京極委員が欠席でございますけれども、定足数に達しておりますので、教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、織田委員と長嶋委員でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の会議の進行でございますが、議案第15号は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合の意見の申出に関することとして、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に当たるため、非公開として審議したいと思います。

委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

(出席委員全員：賛成)

それでは、議案第15号は非公開として審議することに決定いたします。

報告第22号 平成28年度東広島市繰越明許費繰越計算書（教育委員会関係分）について

○ 津森教育長：それでは、報告事項からです。

報告第22号、平成28年度東広島市繰越明許費繰越計算書（教育委員会関係分）について、説明をお願いします。

○ 武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長：それでは、報告事項の1ページをお願いいたします。

平成28年度東広島市繰越明許費繰越計算書（教育委員会関係分）につきまして、ご説明申し上げます。

この繰越明許費につきましては、平成28年度東広島市一般会計補正予算第3号及び第4号で市議会の議決をいただいたものでございますが、繰越金額が確定見込みとなりましたので、ご報告をさせていただきます。

教育委員会関係分といたしましては、10款2項小学校費、5項社会教育費、6項保健体育費につきまして、全体で7億7,407万円を繰り越すものでございます。

補足でございますが、繰越明許費とは、歳出予算のうち、その経費の性質上、予算成立後の事由により、当該年度内、すなわち平成28年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度の平成29年度に繰り越して使用するものでございます。

それでは、内容についてでございますが、表の事業名のところを見ていただければと思います。

2項小学校新設事業では、龍王小学校に係る新築工事について、平成28年度は請負業者から前金払のみの請求となり部分払の請求がなかったことから部分払想定額を繰り越したこと等の理由により、4億950万6千円を繰り越したものでございます。

また、2番目と3番目の小学校大規模改造事業と小学校増改築事業ですが、高美が丘小学校・中学校における小中一貫教育導入に合わせまして、高美が丘小学校の校舎等の大規模改造や校舎増築に係る設計業務が地域住民や保護者の合意が得られず実施できなかったため、翌年に繰り越しております。

そのほか、小学校大規模改造事業では、平成28年度国の補正予算を活用しまして、東志和小学校屋内運動場の耐震補強工事を実施するほか、西志和小学校及び東志和小学校の仮設校舎のリースをするための建設費について平成28年度に補正予算を行っておりますが、先程説明いたしました高美が丘小中一貫教育導入に係る設計業務と合わせまして、1億

2,060万円を繰り越しております。

また、小学校増改築事業では、八本松小学校グラウンド造成工事や志和小中一貫校用地測量造成設計・建築設計業務について、地元調整等に日数を要したことから、年度内完了が困難となったため、先程の高美が丘小中一貫教育導入に係る設計業務と合わせて8,435万円を繰り越しております。

次に、小学校施設改修事業では、国の経済対策に呼応して、老朽化している下黒瀬小学校の便所改修工事につきまして平成28年度に補正予算を行っており、3,980万円を繰り越したものでございます。

次に、社会教育費の文化施設等整備事業でございますが、西条本町交流スペースの整備に当たり、国の経済対策に呼応して平成28年度に補正予算を行っており、2,500万円を繰り越したものでございます。

その下の保健体育費、スポーツ施設整備事業でございますが、(仮称)黒瀬多目的グラウンド整備について、排水施設の設置に伴う地元協議や給水方法の検討に時間を要したことから、7,792万5千円を繰り越したものでございます。

最後の一番下の学校給食センター化事業におきましては、東広島北部学校給食センターの新築工事に係る監理業務等の委託、水道施設整備負担金につきまして、新築工事完了後に支出するため、1,688万9千円を繰り越したものでございます。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：それぞれ個別の事業の説明もございましたが、今のことについてご質問、ご意見があればお願いいたします。

よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。

報告第23号 平成29年度教育交流事業について

- 津森教育長：報告第23号、平成29年度教育交流事業について、説明をお願いいたします。
- 武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長：それでは2ページをお願いいたします。

報告第23号、平成29年度教育交流事業について、ご説明申し上げます。

1の中国徳陽市教育交流でございますが、平成8年度から交互に小中学生を派遣し、表敬訪問、交流校訪問、ホームステイ等の交流活動を行っております。(3)の派遣期間でございますが、今年度は8月16日から20日までの5日間の行程で派遣をする予定としております。(4)の参加者でございますが、団長、副団長、小中学生8人としております。現在、各小中学校を通じまして、参加者を募集しているところでございます。

次に、2の北広島市教育交流でございますが、こちらは毎年派遣と受入を行っております。下の表をご覧ください。表の上の段ですが、本市からの派遣につきましては8月23日から25日までの3日間、表の右側に記載しております小学校9校と中学校7校から1名ずつの派遣をすることとしております。また、表の下の段ですが、北広島市からの受入につきましては8月3日から6日までの行程で、小中学生合わせて14人を受け入れる予定とし

ております。なお、北広島市の学校訪問は4日午前中を予定しております。

説明は、以上でございます。

- 津森教育長：説明は終わりました。2つの教育交流事業について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
- 織田委員：中国徳陽市教育交流の派遣では、広く市内の学校に募集されていると思いますが、誰でもいいというわけではないですよ。何か資格とか条件がありますか。
- 武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長：応募者には作文を書き添えておきます。選考会を開催し、応募の中から選考して代表を選ばせていただきたいと考えています。
- 織田委員：作文を書くというのがあるんですね。わかりました。
- 津森教育長：ほかにはありますか。

では、ないようですので、次へ参ります。

報告第24号 東広島市立小中学校夏季一斉閉庁の試行実施について

- 津森教育長：報告第24号、東広島市立小中学校夏季一斉閉庁の試行施行につきまして、説明をお願いいたします。
- 池田学事課長：それでは、次の3ページをお開きください。

報告第24号、東広島市立小中学校夏季一斉閉庁の試行実施について、ご説明いたします。

今年度、平成29年度の夏季休業期間中に、全県立学校におきまして夏季一斉閉庁が施行実施されます。こういった状況を踏まえて、本市におきましても児童生徒及び教職員の心身の健康の増進を主な目的といたしまして、市立の全小中学校におきまして、8月14日月曜日から16日水曜日までの3日間、夏季一斉閉庁を試行実施いたします。

なお、この3日間についてでございますけれども、縦4にお示ししておりますように、原則として児童生徒は登校させません。学校業務や部活動等も行わないこととしておりますので、家庭で過ごす時間の確保や教職員の休暇取得の促進を図ってまいりたいと考えております。

なお、来年度以降についてですが、意見などを踏まえつつ、夏季一斉閉庁を実施してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

- 津森教育長：これは初めての取組ですが、何かございますか。
- 織田委員：県が方針を出されているのですかね。
- 池田学事課長：県が方針を出しております。県立学校、主には高等学校で、夏季一斉閉庁をされます。
- 織田委員：今までも、どこの市内の小中学校も恐らくこの期間は休ませていたと思います。管理職が交代で出ているのではないかと思います。これで安心して管理職も休めると思いますので、いいことだと思います。
- 津森教育長：原則がついている意味について、補足してください。
- 池田学事課長：主に中学校におきましては、今年度でいいましたら8月20日に全国中学校体

育大会がございます。そうした大会に出場するような部活が生じましたら、そこに向けて練習もあろうかと思えます。そういったところは想定しておりまして、その部活の顧問等については、例外的に別の日に休暇を取っていただくということはあり得るということでございます。

- 津森教育長：3日間は学校に電話しても誰も出ないという状況ですので、その点は教育委員会にかけていただくということですかね。
- 池田学事課長：はい。もし何かあったら学事課に連絡をしていただいで、必要であれば、学校等へこちらから連絡をして対応していくという形をとりたいと思えます。
- 織田委員：保護者が学校へかけても電話が通じないというのではなく、各学校で緊急連絡の場合にはこうなさいというのは徹底しなければいけないですね。大事なことだと思えます。
- 津森教育長：そのほかには、よろしいですか。

報告第25号 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

- 津森教育長：それでは、報告第25号、公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について、説明をお願いいたします。
- 國廣生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、報告第25号、公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について、報告いたします。

公益財団法人東広島市教育文化振興事業団は、市の出資割合が100%の団体で、東広島市における教育、文化、芸術の振興及びスポーツの振興に関する事業を行い、潤いと活力に満ちた市民生活の向上に寄与することを目的とする法人でございます。

それでは、別冊の公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況を説明する書類をご覧ください。これに基づいて説明いたします。

4ページから13ページまでに事業概要を掲載しております。

事業は、主に公益目的事業とその他事業に分かれておりまして、4ページは公益目的事業のうち自主企画事業、5ページに2の文化活動支援事業、3のコミュニケーションコーナー運営事業、6ページに4の国際化推進事業、それから少しページが飛びまして、9ページに5の中国帰国者日本語教室開催業務、続きまして、10ページからは東広島市におけるスポーツ教室の開催等スポーツ振興に関する事業を掲載しております。こちらは、まず1の体育施設運営事業、11ページには2のスポーツ振興事業、3の国民健康保険事業、12ページには4のスポーツ情報啓発事業、5のその他ということでございます。それから、13ページにはその他事業を掲載しております。

それでは、14ページをお願いいたします。

貸借対照表でございますが、この表は平成29年3月31日現在における全ての資産、負債及び正味財産の状態を示したもので、資産合計については表の左から2つ目の欄の一番下にありますとおり2億22万472円でございます。

次に、負債合計は、8,699万5,839円です。やや中ほどより下側に、負債合計の行に記載しております。それから、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産合計が1億

1,322万4,633円でございます。これは下から一つ上の行に掲載しております。

それから、16ページをお願いします。

16ページ、正味財産増減計算書でございます。これは、当該年度における正味財産の全ての増減を表示したものでございます。

まず、一般正味財産につきまして、中ほどの罫線で囲ったところの左側にありますとおり、平成28年度の経常収益計は2億5,399万3,369円でございます。

17ページをお願いします。

経常費用計は2億5,176万311円、やはり当年度の上から2番目の罫線に囲まれたところを読み上げております。経常収益計から経常費用計を差し引いた当期経常増減額が223万3,058円でございます。

経常外増減は、過去に寄贈を受けた絵画につきまして、県の指摘を受けまして平成28年度に一般正味財産から指定正味財産へ振りかえる会計処理を行いましたので150万円のマイナスとなり、当期一般正味財産増減額は73万3,058円でございます。

当期の一般正味財産期末残高は、この増減額に一般正味財産期首残高を加えた672万4,633円でございます。

次に、指定正味財産につきましては、先ほどの会計処理により150万円のプラスとなったため、当期の指定正味財産期末残高は指定正味財産期首残高に150万円を加えた1億650万円でございます。これは一番下から一つ上の行に掲載しております。

正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高合計の1億1,322万4,633円でございます。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 渡部教育長職務代理者：この事業の中で、11ページの下ところに国民健康保険事業がございますね。これは名前からして国民健康保険ということで、予算的には、事業団の予算は他から持ってきているのですか。
- 國廣生涯学習部次長兼生涯学習課長：市の国保年金課、いきいき健康づくり受託金として事業団が受け取って、それを基に展開しております。
- 渡部教育長職務代理者：では、健康福祉部の事業の一部を事業団で請け負っているということですか。
- 國廣生涯学習部次長兼生涯学習課長：はい。
- 渡部教育長職務代理者：今度、新しく今年度から10年間のスポーツ推進計画が出ましたよね。その中の柱の一つとして、今までの競技スポーツに加えて「健康づくり」という柱が立ちましたよね。これに対する事業はこれだというのはどこになりますか。
- 國廣生涯学習部次長兼生涯学習課長：今回のスポーツ推進計画を受けての事業というのは今年度は特に盛り込まれていませんが、事業団も市からの委託を受けて展開するもので、今後、市長部局で健康に関する予算を設けて事業団に委託すれば、事業団でそれなりの事業を展開するというようになっております。

- 渡部教育長職務代理者：是非その辺をわかる形でできれば、非常にいいと思います。

いきいきスポーツ教室には、私も関わったことがあります。その中で、国保年金課や健康増進課の方が骨密度等の測定で応援に来られたこともあったように思いますが、そういう運動能力や健康チェックのデータを測ったときには、それぞれの人にデータをお返しするというのは基本ですが、そのデータの蓄積ということで、5年なり10年なりのデータを基にして、運動をしていた人がこうなったとか、そういうことをチェックして、初めて次どうするかということが出てくると思うのです。プラン・ドウ・チェック・アクションとよく言いますが、チェックのところはどうも組織的に今まで十分になされていないのではないかと思います。やっていることはやっているんだけど、データがどこに行っただかわからないとか、測定したらそこで終わってしまうとか、それは極めてもったいない話だと思いますので、やはりそういう体制を考える必要があると思います。どこがそれをやるのが一番ふさわしいかは今後の検討課題だと思いますが、これだけの事業をやっておられますので、公益財団法人教育文化振興事業団などがそういう機能を担うということもあるのではないかと思います。

- 下宮生涯学習部長：今、渡部教育長職務代理者がおっしゃっていただきましたことについては、今年度、スポーツ振興課を中心に検討を開始しているところでございます。特に渡部教育長職務代理者がおっしゃいましたデータのことも、しっかり検討させていただきながら、今年度すぐというわけにはいかないかもしれませんが、健康に軸足を置いたところも含めてしっかり検討してまいりたいと思っております。

- 渡部教育長職務代理者：よろしく申し上げます。

もう一つ、昨日も新聞で県がオリンピックの事前合宿ということで、各市に割り振りしており、東広島市も名前が挙がっておりました。そういう選手が仮にどこかに来たときに練習場を使うというのは基本ですが、そこで体調管理や多少のコンディションのチェックなどを行う場所もあるというだけで、随分、選手やコーチにとっては見方が違うんですね。ですから、体育館を使わせてもらえるというのは、それでいいのですが、せっかく今こういう時代ですから、もう一つ何か、そういうものが本市にもあって、オリンピックの選手が使ったよというのも一つの話題になると思うのです。また、一般の市民の方にも、そういうところが利用できるような測定機器の導入、最近の機械は大変優れているので、そんなに大きなものでなくても、短時間で、今まで30分かかったものがせいぜい1分ぐらいでデータ出てきて管理できますので、そういうことも是非視野に入れて考えていただけたらと思います。

- 下宮生涯学習部長：オリンピックの誘致のことでもございますけれども、本市は広島県の枠組みに則って、メキシコ国と、実はまさに今日も後で市長や教育長もレセプション会場に行かれるわけですが、東広島市が今誘致しております競技は、ゴルフ、柔道、レスリング、バドミントン、卓球の5種目でございます。それから、その中で先程、渡部教育長職務代理者がおっしゃられました、いわゆる計測の関係であるとか、そのフォローができる体制、そういったことについても今後具体的な話が進み始めますと、市としても大きな誘致に関する武器になる可能性もありますので、その辺は誘致状況、何の競技が決まるかによって

もいろいろ変わってまいりますので、その辺をしっかりと見させていただきながら検討させていただきたいと思えます。

○ 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。

○ 津森教育長：そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この程度にしたいと思えます。

報告第26号 第29回東広島市民スポーツ大会の開催について

○ 津森教育長：それでは、報告第26号、第29回東広島市民スポーツ大会の開催について、説明をお願いいたします。

○ 丸山スポーツ振興課長：報告第26号、第29回東広島市民スポーツ大会について、資料の4ページ、5ページをお願いいたします。

第29回東広島市民スポーツ大会について、ご案内いたします。

この大会は、各競技団体、各小学校区の代表者等で構成する東広島市民スポーツ大会実行委員会が主催となり、総合開会式及び陸上競技の部を6月4日日曜日9時30分からアクアパーク陸上競技場で開催するものでございます。また、球技の部を8月20日日曜日に近畿大学工学部グラウンドほか各会場に分かれて開催いたします。

全35小学校区での対抗戦を基本としつつ、球技の部においては複数小学校区でのチーム編成を認めることといたしております。種目及び参加資格などにつきましては、お手元資料の9の欄に記載しております。

委員の皆様におかれましては、既にご案内をさせていただいております。ご多忙とは存じますが、総合開会式へのご臨席をお願いいたします。なお、雨天の場合6時30分に中止の決定をいたしますので、中止が決定次第電話にて連絡をさせていただきたいと思えます。

第29回東広島市民スポーツ大会の開催については、以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○ 津森教育長：このことにつきまして、何かございますか。

ないようですので、この件については終了します。

議案第15号 平成29年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

(非公開審議)

議案第16号 東広島市外国語指導助手設置規則の制定について

○ 津森教育長：それから、議案第16号東広島市外国語指導助手設置規則の制定について議題と、しますが、本日お配りさせていただいた資料をご覧ください。

○ 祭田指導課長：では、議案第16号、東広島市外国語指導助手設置規則の制定について、ご説明をいたします。

資料の1ページ目、縦1の提案理由をご覧ください。

本議案は、外国語指導助手の報酬の額、勤務時間、その他の勤務条件を定めることを目的として、東広島市外国語指導助手設置規則の全部を改正するものでございます。

外国語指導助手でございますが、これは外国青年招致事業、JETプログラムにより任用している非常勤職員のことでございます。本年度は、アメリカ、オーストラリア、カナダ等から6人の青年が外国語指導助手を務めているところでございます。これまで平成24年6月に東広島市外国語指導助手設置規則を制定しておりましたけれども、本規則に定める外国語指導助手は、休暇、費用弁償の負担、懲戒など他の非常勤職員の取扱と異なっていることから、別に定める必要がございました。そのため、JETプログラムを行う一般財団法人自治体国際化協会が示す規則に準じて、毎年度招致外国青年任用に関する規程を定めておりました。今回の全部改正によりまして、規則に基づいて円滑に手続を進めていくことが可能となります。

では、本規則の主な改正点についてご説明をいたします。

資料の4ページをご覧ください。

まず、第7条でございますけれども、ここにおきまして報酬額を示しております。それから、5ページ、第9条でございます。ここで費用弁償の負担について示しております。さらには、6ページの第11条におきまして勤務時間を示しております。これらが主な変更点でございます。

なお、本規則の全部改正につきましては、全国統一的な扱いを行う趣旨から、一般財団法人自治体国際化協会が示した招致外国青年任用規則案を基に作成しております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

- 津森教育長：説明が終わりました。この外国語指導助手設置規則の制定につきましてはですが、ご意見、ご質問があれば、お願ひいたします。
- 渡部教育長職務代理者：外国語指導助手の方のキャリアは採用の条件の中に入っていると思いますが、どういう方が資格として認められているのでしょうか。
- 祭田指導課長：キャリアでございますけれども、JETに参加するに当たっては試験を受けることになっておりまして、それにパスしたものでないと参加できないということになっておりますので、学校に行って指導するときにもうまく対応ができる信頼できる方が来られています。
- 渡部教育長職務代理者：日本語の場合、日本語教育という外国に行って日本語を教えるために専門のコースが日本に、広島大学の中にもありますが、そういうことを考えると、逆に英語の教育の専門家がいらっしゃるのかどうかということでも今質問したわけですが、日本語を話せば日本語の教師になれるよというレベルではない、つまり英語がしゃべればいいということではなくて、やはりきちんとしたそういう教育の資質と申しますか、教師としての資質が問われるということでも理解をしていいですか。
- 祭田指導課長：まさにおっしゃるとおりでございます。そのあたりは十分に信頼できる方が来てくださっております。実際にこちらへ来ても、非常に勉強熱心でございます。生徒にどのようにしたら理解されるかというようなことを考えておりまして、例えばイラスト

トを作ったりとか、写真を大きく貼ったりしながら分かりやすく伝えられるようにという
ような検討も非常によくやってくれております。

- 津森教育長：そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特になければ原案のとおり可決するということでよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定をいたします。

その他 1 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：それでは(3)のその他でございます。

次回教育委員会の定例会の日程について、説明をお願いします。

- 武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長：次回定例会につきましては、6月28日
水曜日午後3時から、会場につきましては都合により本館の会議室303を会場としてお願い
したいと存じます。

次に、7月でございますが、第4木曜日の7月27日午後3時からをご提案したいと存じ
ます。なお、この日で決定いただける場合は、当日、平成30年度に使用する小学校におけ
る特別の教科道德の教科用図書の採択をお願いする予定としております。ご検討のほど、
どうぞよろしくお願ひいたします。

- 津森教育長：来月につきましては、28日水曜日、本館303ということではよろしいですか。それ
から、7月については、今事務局から27日木曜日15時からでよかったですね。これは、い
つもの北館201会議室ですね。ご都合いかがでしょうか。よろしいですか。道德の採択、教
科書採択もその日に合わせてやっていただくこととなりますので、よろしくお願ひいたし
ます。

それから、3か月後の8月ですが、第4木曜日が市議会の開会直前となるため、8月に
つきましては個別に調整をさせていただいて、坂越委員、京極委員とも調整をさせていた
だき、また6月に提案をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

そのほか、事務局から何かございますか。

それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。

閉会 午前11時55分